

●香川県告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、まんのう町長から届出があった。

平成22年5月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

仲多度郡まんのう町造田字岡ノ峯	仲多度郡まんのう町造田字味噌桶谷1206の2及びこの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部
仲多度郡まんのう町岸上字岡谷	仲多度郡まんのう町岸上字寺山1276の1、1277の1、1277の2及びこれらの区域に隣接介在する水路である町有地の全部並びに字岡谷1350の1、1353の1に隣接する水路である町有地の全部